

# 体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導の ガイドライン

～信頼される学校教育を推進するために～

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていることが県民の願いです。

学校においては、子どもたちに「自分を大切に思える気持ち(自尊心感情)」を育む「いのちの教育」を大切にしていける必要があります。

体罰等の問題を考えるということは、**子どもの人格・人権・いのちを**考えることです。体罰や暴言等の不適切な行為は絶対にしないという強い意志を持って子どもと向き合い、「共感的な対話」と「毅然とした態度」による指導で子どもたちの心を動かし、自立を促していきけるように努力していくことです。

そして、どのような時でも、「**まだまだ未熟な自分が、未来の宝である子どもたちを教育している**」という自覚を持ち、絶えず自分の行為を振り返りながら指導に当たることが大切です。

誰もが多くの欠点や心の弱さを持っていますが、私たち一人一人が、子どもの手本となる「**师表たる教員**」をめざす努力をし、学校が丸となって信頼される学校教育を進めていきましょう。

## 山形県教育委員会

— 平成25年7月 —

# I 体罰等の正しい理解

## 1 体罰について

### ① 「体罰否定」の指導観を持ちましょう

- 体罰は、児童生徒の心と身体を痛めるだけでなく、その後の行動や成長に悪影響を与えることを強く認識する必要があります。

### ② 体罰と受け取られるような行為は回避しましょう

- 叱咤激励のつもりが、体罰に受け取られる事があります。一方的な思い込みをなくし、児童生徒の立場になった指導を心がけることが大切です。

### ③ 児童生徒の暴力行為については、 「毅然とした態度」で対応しましょう

- 周りの児童生徒が安心して学べる環境を確保するためにも、教職員が一体となり、チームや組織として対応することが大切です。

※ 教員や他の児童生徒に対しての暴力行為が見られ、抑制するためにやむを得ず有形力行使した場合、それは正当防衛又は正当行為になります。

### <体罰の定義>

「体罰」は、教員が児童生徒に対し、「身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)」、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)」に当たると判断される行為で、法律でも禁止されています。

#### ◆身体に対する侵害を内容とするもの

- ▲ 殴る、蹴る、突き飛ばして転倒させる。
- ▲ 平手打ち、頭を平手で叩く。
- ▲ 物を投げつけ、生徒に当てる。
- ▲ 頬をつねる、頬を殴打する。 等

#### ◆肉体的苦痛を与えるもの

- ▲ 居残りや別室指導で、生徒を長く留め置き、トイレや給食の許可を与えない。
- ▲ 必要以上に長時間の正座をさせること。 等

### <体罰の判断>

当該児童生徒の「年齢、健康、心身の発達状況、行為が行われた場所や時間等の環境、懲戒の態様等の諸条件」を総合的に考え、一つ一つの事案ごとに「客観的に」考慮して判断する必要があります。

## 2 暴言等の不適切な行為について

### ① 暴言等の不適切な行為は、児童生徒の心を傷つけ、自尊心を低下させてしまうことを認識しましょう

- 脅しや配慮のない言葉等で、精神的な苦痛を与えることは「言葉の暴力」で、児童生徒の人格や人権を無視した行為です。体罰と同じように絶対否定の指導観に立つことが大切です。
- 「不適切な行為」とは、教員として信用を失墜するだけでなく、人間としても恥ずかしい行為です。

### ② 自分の言葉や行為が、児童生徒にどのような影響を与えるか、相手の立場で考える習慣を身に付けましょう

- 暴言等の不適切な行為は、体罰以上に児童生徒の心を傷つけ、非行等の問題行動や不登校等の要因になることもあります。

#### ◆ 暴言の例

- ▲ 人格否定の言葉・・・「邪魔だ」「やめてしまえ」「最低な奴だ」「人間のくずだ」
- ▲ 自尊心を著しく低下させる言葉・・・「お前は、だめな奴だ」  
「お前みたいな奴がいるから・・・」
- ▲ 身体や容姿をけなす言葉・・・「チビ」「デブ」「ブス」「キモイ」

#### ◆ その他の不適切な行為の例

| 自尊心を低下させる行為        | 恐怖感を与える行為                              | 不利益を被る行為      | 精神的負担を与える行為           |
|--------------------|--|---------------|-----------------------|
| ▲ 多くの人の前での過度な叱責・辱め | ▲ 周りの物にあたる<br>(蹴飛ばす、激しく叩く、投げつける、破り捨てる) | ▲ 安易で理不尽な連帯責任 | ▲ 過度な練習<br>▲ 実現不可能な課題 |

#### ● 体罰が子どもに与える影響 ～仙台大学 菊地直子先生の講演より～

- 「体罰」は、信頼していた年長者(親、保護者、先生等)から子どもの気持ちを無視して、感情的・身体的に勝手に扱われる「虐待」に酷似しています。
- 「体罰」(虐待)を受けた子どもには、極めて重い心理的な影響を及ぼします。

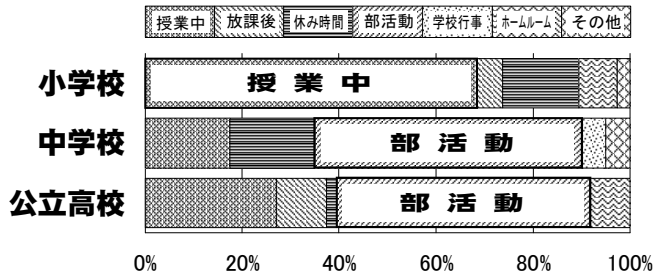
##### <具体的な特徴例>

- 「人から愛される自信がない」「何をしても自分が不十分な気がしてしまう」
- 「他人の感じ方や行動を自分のせいだと思い、自分を責める」
- 「自分で決定したり、計画したりすることができない。誰かにすぐ依存する」
- 「毎日が楽しくない、生きている意味がわからない。自分の欲求に無関心」
- 「拒絶や見捨てられることが怖い。常に他者から正しいと認められていたい」

# II 体罰等の根絶対策

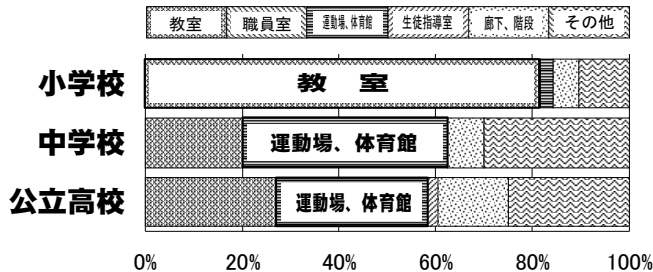
## ● 県内体罰の状況 (「山形県体罰実態調査結果」平成25年4月より)

### ◆ 体罰が行われた「場面」



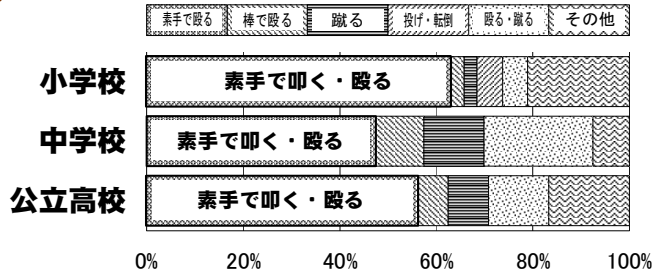
小学校では、「教室」での「授業」の場面で、「集中できない児童」への体罰が多くなっています。

### ◆ 体罰が行われた「場所」



中学校や高校では、「体育館」等での「部活動」の場面で、「雰囲気を引き締める」ために行った体罰が多い傾向にあります。

### ◆ 体罰の具体的な「態様」



体罰の具体的な態様は、とっさに「平手やげんこつで叩く」行為がほとんどです。

## 体罰の背景や原因として考えられること

### 教師の指導観に問題が…？

- 責任感、気負い、あせり、感情  
「自分がやらねば」「最初が肝心」  
「示しがつかない」
- 指導の行き詰まり  
「何度言っても繰り返す」  
「どう指導したらよいかかわからない」
- 勝利至上・精神主義の部活動  
「何が何でも勝ちたい」

### 子どもの態度がきっかけに…？

- 挑発的な態度、暴言  
「きまりを守らず反抗する」  
「うそをつく」「授業に参加しない」
- 他の児童生徒への迷惑  
「授業中ふざける」  
「集団行動を乱す」
- 部活動での態度  
「練習をさぼる」「部員をいじめる」

# ● 学校が取り組む根絶対策

## 1 学校全体の体制づくり

- 指導が困難な児童生徒への組織的な対応
- 管理職と教職員、教職員同士が気軽に相談できる職場づくり
- 児童生徒や保護者の相談体制の整備
- 児童生徒と一体となって進める「規律ある」学校づくり
- 各学校の状況に応じた「一校一改善」の実践

## 2 校長の役割

- 未然防止に向けた恒常的な取組と研修の充実
- 体罰発生時の報告と再発防止の徹底
- 部活動の指導状況の把握と助言
- 児童生徒や保護者への説明

## 3 教員一人一人の努力

- 「师表たる教員」としての自覚と継続的な努力
- 体罰等に関する正しい認識と確認
- 児童生徒への指導についての「自問自答」による評価・改善
- 疑問や悩みを抱え込まない、迅速且つ積極的な報告・相談
- 怒りを自己コントロールする力の強化



# III 児童生徒理解に基づく適切な指導

## ① 児童生徒理解に基づく、個に応じた指導を心がけましょう

どの学級にもちょっと気になったり、特別な支援が必要だったりする児童生徒が存在します。その指導の悩みがストレスにつながり、体罰や暴言等の不適切な行為となることが多くなっています。

まずは、「児童生徒理解に基づく個に応じた指導」をしていくことが大切です。それぞれの児童生徒の持ち味を大事にしながら、「欠点指摘から伸びの承認へ」「一人一人の力を最大限に伸ばすこと」を目標にしましょう。

## ② 問題場面でも、体罰によらない 適切な指導ができる力を身に付けましょう

### 問題場面での「適切な指導」のポイント

- ① 頭ごなしに叱責する前に、「一呼吸」を入れて、状況をよく把握しましょう。
- ② 「共感的な対話」で、問題場面や行動等を振り返りましょう。
  - 理由をもとに反省を促し、これからの行動を共に考える。
  - 子どもとしっかりと向き合い、教師や親の思いを語る。

## ③ 教育上、必要と考えた時は、 毅然とした態度で、「厳しい指導」も必要です

- 「叱咤激励」・・・励まし、奮い立たせ、元気づけること  
人により、状況に応じて厳しく叱り、  
自分の生き方を考えさせること
- 「諭す」・・・物事の道理を理解・納得させるため、話し聞かせ、教え導くこと
- 部活動等で、「適度な肉体的・精神的負荷を伴う指導」をすること

※ 教員に認められている「懲戒」には、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、学校当番の割当て、文書指導等があります。

### ◆特別な支援を必要とする児童生徒への配慮◆

発達障がいのある児童生徒は、個別的な場面よりも通常の学級の集団生活の中でつまづきや困難を示している場合が多く見られます。

うまく取り組めない原因を、「わがまま」や「努力不足」「やる気がない」等の問題であると受け止められがちです。その結果、支援がないままに見逃されていたり、無理強いや強引な対応をされたりする等、適切な対応がされないために、状態が改善されない場合も見られます。厳しい叱責や体罰、暴言等の不適切な行為もこのような時に行われることがあります。

発達障がいのある児童生徒は、「物事の見方、とらえ方、感じ方などに他の児童生徒とは少し違う」特性があることを理解して、その子の困り感に寄り添いながら適切な指導をすることが大切です。

# IV 生徒の自主性を尊重し、 一人一人が輝く運動部活動の指導

## ① 生徒のニーズや意見を反映させた目標や計画を策定し、 生徒の意欲や自主的・自発的な取組を大切にしましょう

### <生徒のニーズや意見を反映させた目標・計画の策定>

- 顧問教員だけに任せない校内体制の整備・運営と、保護者への説明・理解
- 年間を通したバランスのとれた活動内容の工夫、活動期間・時間の配慮
- 外部指導者等との連携体制の整備、共通理解

### <生徒の意欲や自主的、自発的な活動の促進>

- 練習の目的・方針・内容・方法等についての説明と共通理解
- 指導者と生徒、上級生と下級生、生徒間の良好な人間関係づくり
- 活動の振り返りと、その後への反映

## ② 指導経過の反省を活かし、科学的な指導内容・方法を 積極的に取り入れ、指導者としての資質を高めましょう

### <指導者としての資質・能力の向上>

- スポーツ科学の視点に立った効果的な運動メニューの構成
- 学校内外での指導力向上に向けた研修の奨励
- 運動部活動のマネジメント力、コミュニケーション力の向上

## ③ 生徒の技能や体力の程度を考慮した肉体的・精神的負 荷や厳しい指導と、体罰等とを区別した練習を進めましょう

### <「体罰根絶」に向けた指導者としての意識改革>

- 指導者の苛立ちや叱責は「マイナス要因」、賞賛と助言は「プラス要因」
- 目的や量を明確にした反復練習、一人一人の技能に応じた練習方法の吟味
- 事故防止・安全確保に留意した指導、生徒の健康管理の充実

### ◆認めがたい又は限界を超えた肉体的・精神的負荷◆

- ① 長時間の無意味な正座・直立等、特定の姿勢での反復行為
  - ② 炎天下の中で、水を飲ませないでの長時間ランニング
  - ③ 受け身のできない投げや、「参った」の意思表示後の攻撃
  - ④ 防具で守られていない部位への打突の繰り返し
  - ⑤ パワハラとなる「脅し・威圧・威嚇的」な発言や行為
  - ⑥ 特定の生徒への独善的な執拗かつ過度な肉体的・精神的負荷
- ～「運動部活動のあり方に関する調査研究報告書」（平成25年5月27日）より～

# V 児童生徒理解に基づく指導の具体例

県内で実際にあった「体罰」の事案やよくありがちな「不適切な行為」の例を振り返り、適切な指導について考えます。

## 授業の場面 では・・・

### <事例1 繰り返し、何度も忘れ物をする>

#### 体罰 事案

宿題を忘れてきた児童に対して、教卓の横に呼び、理由も聞かずに、「昨日も宿題をやってこないし、どういう事だ！」と怒鳴り、頭を「げんこつ」で叩いた上、持っていた教科書の平らな面でその子の頬を叩いた。

#### 不適切な行為

- ▲ 自分で自分の頭をげんこつさせる。
- ▲ 罰として、本人の力量以上の課題を課す。
- ▲ 宿題をしてきた班内の子ども達にも同一の罰を与える。

#### 適切な 指導

- 宿題を忘れた理由について、休憩時間を活用して聴き取ったり、紙に書かせたりして、振り返りや反省をさせる。
- 「これなら次はできそうだ！」という今後の見通しを持てるような具体策を考える等、その子に応じた支援を行う。
- 放課後に「やってこなかった内容」をしっかりと提出させてから帰宅させる。また、保護者と連携し、指導方針を伝える。

### <事例2 私語やいたずら、居眠りが多い>

#### 体罰 事案

いつも隣の生徒にいたずらをしたり、わざとペンや消しゴムを落としたりして授業を邪魔する生徒が居眠りを始めたため、胸ぐらを掴み、「いい加減にしろ。正座！」と言い、教室の後ろに長時間正座させた。

#### 不適切な行為

- ▲ 「迷惑をかけるのは、人間のくずだ！」と怒鳴る。

#### 適切な 指導

- いたずらをやめさせ、担任の前に机を移動して学習させる。
- 学級に迷惑をかけたことで、みんなに役に立つ活動を考え、実行させ、みんなから認められる場面を設定する。
- 保護者にも連絡し、「指導」「見届け」を確実にを行う。



## 生徒指導の場面 では・・・

### <事例3 約束やきまりを守らない>

#### 体罰 事案

生徒会で決めた学校のきまりをいつも無視し、不要物の持ち込みや髪の色・化粧等が目立ってきた男女5名の生徒を、3名の教諭が別室に連れて行き、「バカ野郎」と怒鳴って平手で全員の頬を叩いた。

#### 不適切な行為

▲ 5名の生徒を職員室に連れて行き、多くの人の前で、存在そのものや人格を否定するような暴言で叱責する。

#### 適切な 指導

- 本人に「自由と責任」の意味を考えさせるとともに、生徒会や学級での問題として、学校全体で全員に考えさせる。
- 家庭へ状況を説明し、不要物の「一時預かり」や服装等の改善について協力を得る。
- 服装については、期限を決めて改善することを約束させ、学校のルールを守るよう全職員で同一歩調の指導を行う。

## 特別な支援を要する子どもへの指導場面 では・・・

### <事例4 集中力が足りない>

#### 体罰 事案

授業中、勝手に立ち歩いたり、奇声を発したりすることが多いADHD傾向のある児童に、口頭での注意を繰り返していたが、指導を素直に聞き入れずに反抗し、無視したので、かっとなり、お尻を叩き、頬を引っ張って席に着かせた。

#### 不適切な行為

▲ あの子は「バカだから…」とみんなに言う。

#### 適切な 指導

- 発達障がいの可能性のある子どもの「特性」や「困り感」等を理解し、教職員や家庭との共通理解のもと、適切に指導する。
- 複数回注意しても聞かない場合は、落ち着くまで別の場所で過ごすことができるよう、本人や保護者と事前に約束しておく。
- 「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた学級・授業づくりを積極的に推進し、みんながわかる・できる喜びを大事にする。

## &lt;事例5 雰囲気を引き締める&gt;

体罰  
事案

大会も近くなってきたのに、遅れる生徒もいたし、チーム全体にプレーのミスも多くなっていた。また、一人一人に気合いが感じられなかったため、「気持ちがつるんでいる！」と大声で怒鳴り、部員全員を並ばせ、頬を平手で叩く往復ビンタを行った。その時、鼻を強く叩かれた生徒が鼻血を出した。

## 不適切な行為

- ▲ 椅子や机を蹴飛ばして、生徒に恐怖を与える。
- ▲ 一人でも遅れてくると、部員全員に罰を与える。

適切な  
指導

- どのプレーがミスにつながっているのか具体的に指摘し、これからのプレーで気を付けることを冷静に指導する。
- 目標達成に向けて、リーダーを中心に話し合わせたり、スモールステップの練習計画を確認したりする等、生徒の自主性を高める。
- 「部員との信頼関係はできている」という勝手な思い込みによる恫喝の指導ではなく、丁寧な対話で教師の思いを伝える。

## &lt;事例6 「精神力を鍛える」ために、過度の練習を課す&gt;

体罰  
事案

大会も間近に迫り、休憩も惜しんで練習をさせ、熱心に指導していた。ある日、炎天下で練習し、ふらふらの生徒が出てきたことも感じていたが、「大会に勝つための精神力」を鍛えるためと、練習時間終了後に、休憩もさせず、水も飲ませないで、さらに1時間のランニングをさせた。

## 不適切な行為

- ▲ 脱落した生徒に対して、さらに罰ゲームを行う。

適切な  
指導

- 一人一人の体調や健康管理に努め、科学的な理論のもと、「目的」に応じた必要なトレーニングの仕方を丁寧に指導する。
- 「勝利至上主義」ではなく、お互いに励まし合い、相手も大事にするような「スポーツマンシップ」の精神に則った指導する。
- 万が一、具合の悪い生徒が出た場合は、事前に確認しておいた緊急マニュアルに従い、「生徒第一主義」で迅速に対応する。

# アンガーマネジメントの活用

～怒りの感情をコントロールする力や  
怒らないでコミュニケーションする力を身に付けよう～

自分の「怒り」の感情をコントロールし、攻撃的でない表現方法を身に付けることは、とても重要です。その手法として「アンガーマネジメント」を紹介します。

## ① 自分の怒りを「客観視」する

◇ 「怒り」をマネジメントするためには、まず、自分自身の「怒り」を客観視して、よく知ることから始めます。

- 「怒り」を感じた時に、日時、出来事、思ったこと、感情、感情の強さ、行動、結果、異なる考え方等を記録することで、「自分がどのように怒りをしているのか」「どのように行動したのか」等を理解し、後で振り返るといった手法があります。

## ② 怒りの感情を「コントロール」する

◇ 自分なりに「怒り」を一時的にコントロールできるようにするテクニックとして、次のようなものがあります。

- 深呼吸・・・深く大きく、ゆっくりと、続けて3～5回行ってみる。
- カウントバック・・・「100、97、94、91・・・」といった具合に、100から3ずつ引いていく逆算を頭の中でする。
- ストップシンキング・・・怒りが出ても、とっさに余計なことを言わない。
- コーピングマントラ・・・魔法の呪文を唱える。  
例:「大丈夫、何とかなるさ」「明日には忘れてる」等、自分を落ち着かせたり、勇気づけたりするのに有効な言葉を用意して、自分自身に言い聞かせる。
- タイムアウト・・・その場所からしばらく離れて、頭を冷やす。

## ③ 「怒らない仕組」をつくる

◇ 自分のコアビリーフ(価値基準)を絶対視せずに、場面や相手意識に立って考え、「怒り」を振り返りながら、頭の中に怒らない仕組をつくっていきます。

- 「コアビリーフ」・・・私たちが普段信じているもの、判断の基準にしているもの。  
(例えば、「仕事では、10分前行動をすべきだ」等と、決めておくこと)

## ④ 本心が伝わる「コミュニケーション・スキル」を身に付ける

◇ 「怒り」の後ろにある伝えたい気持ちをきちんと理解してもらうためには、次のようなことに気を付けて、コミュニケーションをとるように心がけます。

- 怒ったとしても、怒りをそのまま相手にぶつけない。態度に出さない。
- 同じことを言うにしても、とにかく「穏やかに、丁寧に」伝える。
- 「絶対」「いつも」「必ず」といった言葉を使いたくなったら、他に正確な表現ができないか、置き換える言葉や表現を探してみる。
- “べき”という言葉で、価値観や考えを押しつけない。

# 「体罰等の根絶」 セルフ・チェックシートの活用

体罰を根絶するためには、折に触れて自分自身の指導について評価したり、学校全体で組織的に研修したりすることが大切です。セルフ・チェックシートを活用して、児童生徒理解に基づく指導「マイ・アクション・プラン」を考えてみましょう。

Check!  
☺

- 1 体罰は、絶対してはならないことをしっかり自覚している。「子どものために場合によってはやむを得ない」という考えは一切ない。
- 2 軽い気持ちで叩く行為も、児童生徒の側からは、「体罰」と受け止める場合もあることを認識している。
- 3 どの児童生徒にも、叱る時間と場所のタイミングをよく考えている。
- 4 頭ごなしに決め付けず、児童生徒の言い分や意見を聞くようにしている。
- 5 指導中にもかかわらず、注意を聞く態度の悪い児童生徒に対しても、「冷静に」「感情的な指導にならないように」努めている。
- 6 児童生徒の「心の内面」を共感的に受け止めるようにしている。
- 7 日頃から、児童生徒の理解に努め、信頼関係を築いている。
- 8 同僚の体罰や暴力を傍観したり、見過ごしたりしない。
- 9 児童生徒に対するちょっとした脅しや配慮のない「言葉遣い」をしないように気を付けている。
- 10 日々の忙しさや家庭のこと等で、いらいらしている気持ちをコントロールできている。

**児童生徒理解に基づく指導  
マイ・アクション・プラン**